

Adobe Document Cloudモバイル版配布許諾契約

本Adobe Document Cloudモバイル版配布許諾契約（以下すべてのフォーム、別紙、添付文書を含め、「本契約」という）は、ディストリビューターとアドビの間で締結されます。ディストリビューターは、<https://adobe.allegiantecetech.com/cgi-bin/qwebcorpoate.dll?idx=W8RNXE>（または後継webサイト）で本契約に同意し、かつそのwebサイトにあるリクエストフォーム（以下「リクエストフォーム」という）に記入することにより、またはアドビがディストリビューターに提供した本ソフトウェアを配布することにより、本契約の条件に同意したものとみなされます。本契約に同意する個人は、ディストリビューターを拘束する権限を有することを表明および保証するものとします。ディストリビューターは、アドビがディストリビューターに本契約を承諾したことを書面で確認した時点（以下「発効日」という）で、本契約がディストリビューターとアドビの間の拘束力および強制力のある義務を構成することに同意します。ディストリビューターは、本契約のすべての条件に同意しない場合、このフォームを送信したり、本ソフトウェアの使用や配布をおこなったりしないでください。

本契約に定める相互の約束を約因として、両当事者は次のとおり合意します。

1. 定義

1.1. 「アドビ」とは、(i) ディストリビューターの所在地が、米国（全世界の米国海外領土および米国軍事基地を含む）、カナダ、メキシコ（以下「北米」という）の場合は、米国デラウェア州法人であるAdobe Inc.（所在地：345 Park Avenue, San Jose, California 95110, USA）を意味し、(ii) その他の場合は、アイルランド法人であるAdobe Systems Software Ireland Limited（所在地：4-6 Riverwalk, Citywest Business Campus, Dublin 24, Ireland）を意味します。

1.2. 「指定オペレーティングシステム」とは、別紙Aに定めるモバイルデバイス版オペレーティングシステムを意味します。

1.3. 「請負業者」とは、ディストリビューターが本ソフトウェアの複製、配布、インストールのために使用する第三者を意味します。

1.4. 「本ディストリビューター製品」または「本ディストリビューターサービス」とは、別紙Aに示すディストリビューター製品またはディストリビューターサービスを意味します。ただし、教育目的を除き、当該オペレーティングシステム内に埋め込まれている製品を除きます。

1.5. 「モバイルデバイス」とは、携帯電話またはその他の無線ネットワーク上で動作することを主な目的として設計/販売され、列挙された指定オペレーティングシステムのいずれかが動作するハードウェア製品を意味します。

1.6 「パートナー」とは、ディストリビューターの系列会社および請負業者を意味します。

1.7 「本ソフトウェア」とは、(a) Adobe Acrobat Readerモバイルデバイス版やAdobe Scan（別紙Aに記載）および(b) 本契約に基づいて配布するためにアドビがディストリビューターに提供する当該製品のアップデートを意味します。

1.8 「系列会社」とは、直接または間接的にディストリビューターの株式の50%以上（もしくは特定の法域において外国法人に認められている50%未満の最大持分）を所有し、もしくはディストリビューターによって所有され、またはディストリビューターと同一の親会社によって所有されている、法人格を有する法人、会社、合名会社、その他の事業体を意味します。

1.9 「アップデート」とは、本契約に基づいて配布する目的でアドビによりディストリビューターに提供される本ソフトウェアのアップグレード、修正版、アップデート、追加、およびコピーを意味します。

2. ライセンス、要件、制限

2.1. ライセンス。アドビは、ディストリビューターが本契約条件を遵守することを条件に、下記の第2.2条2項および別紙Aに記載されている本ソフトウェアを複製し、配布するための非独占的、譲渡不能、取り消し可能、世界的、ロイヤリティフリーのライセンスを、モバイルデバイス上の指定オペレーティングシステムに無修正の本ソフトウェアをインストールして使用するために必要な範囲に限り、ディストリビューターに許諾します。

2.2. 配布。ディストリビューターは、以下のことが許可されます。

a) ディストリビューターの従業員および契約者が内部で使用するモバイル機器にソフトウェアをダウンロードしてインストールすることのみを目的として、ディストリビューターの内部ファイルサーバー上に本ソフトウェアのイメージのコピーを作成すること、または

b) 以下の方法で、本ソフトウェアを本ディストリビューター製品または本ディストリビューターサービスの一部としてのみ配布すること。

(i) 電子ダウンロードなどの電子的手段を介した配布。例えば、ディストリビューターのインストーラーに電子ソフトウェアダウンロード機能をバンドルし、それによってインターネット経由でダウンロードする場合などです。

(ii) 物理媒体（フラッシュメモリなど）による配布。

- (iii) ただし、本ソフトウェアの全部または一部をスタンドアロンのアプリケーションとして利用できるような状態で配布することはできません。
- (iv) 指定オペレーティングシステムで動作するように設計されたアプリケーションを一般ユーザーに提供する、あらゆるオンラインマーケットプレイスを通じて配布できます。かかるマーケットプレイスは、本契約の目的上、ディストリビューターサービスとみなされます。

ディストリビューターは、別紙Aに記載されているエンドユーザー数に対応するライセンス数の制限に従って、エンドユーザーによるインストールと使用の目的に限り、エンドユーザーの従業員またはエンドユーザー組織内の他のユーザーへの配布を含め、本ソフトウェアを無修正の形で配布することができます。ディストリビューターは、エンドユーザーの従業員またはエンドユーザー組織内の他のユーザーへの配布を含め、エンドユーザーによる本ソフトウェアの使用に関するすべての責任を負うものとします。

2.3. パートナー。

- a) 本契約上の義務を果たすために必要な範囲で、ディストリビューターはパートナーがディストリビューターの代理として、エンドユーザーへの最終的な配布のために指定オペレーティングシステム上で無修正の本ソフトウェアを複製、インストール、使用、配布することを許可することができます。
- b) ディストリビューターは、パートナーが本契約と同等の基本条件に拘束されていることを確認する必要があります。ディストリビューターは本契約に基づき、パートナーによる本ソフトウェアの複製、インストール、使用および配布に関連するパートナーの行為、ならびにパートナーがディストリビューターの代理としておこなう行為に対して責任を負うものとします。

2.4. 要件。

- a) 配布可能なバージョンとアクセス。ディストリビューターは、別紙Aに記載されている特定の指定オペレーティングシステム上で使用するために、本契約に基づきアドビがディストリビューターに提供したバージョンのソフトウェア（対応するインストーラーを含む）のみを配布することができます。ディストリビューターは、他の場所にある、アドビから提供されたものではないバージョンの本ソフトウェアを配布することはできません。アドビは特定の非公開ウェブサイトから本ソフトウェアの配布可能なバージョンを電子ダウンロードによりディストリビューターに提供することができます。ディストリビューターは、当該webサイトの場所を第三者に開示することはできず、当該場所はアドビの機密情報とみなされます。上記にかかわらず、ディストリビューター

は、アドビが関連のモバイルアプリストアで提供するソフトウェアのアップデートを配布することができます。

b) 新バージョン。アドビが本ソフトウェアの新バージョンをリリースした場合、書面（メールを含む）によるアドビの別段の承認がある場合を除き、ディストリビューターは、アドビが本ソフトウェアの新バージョンの一般提供を開始してから6か月後までに本ソフトウェアの以前のバージョンのすべての複製および配布を中止するものとします。本条の適用上、「新バージョン」とは本ソフトウェアの主要な新規リリースを意味します。アドビは、ディストリビューターに対し、新バージョンのリリースの時期を通知できます。

c) ライセンス使用状況の管理。ディストリビューターは、配布した本ソフトウェアのコピー数を追跡し、文書化して維持し、当該文書をアドビに四半期に1回以下の頻度で提供するように商業的に合理的な努力を払うものとします。

d) エンドユーザーの要件。

(i) ディストリビューターは、自らの本ソフトウェアの配布およびパートナーによる本ソフトウェアの配布が、本ソフトウェアに付帯するアドビエンドユーザー使用許諾契約（http://www.adobe.com/go/terms_jpおよびその構成webサイトから入手可能）に従っておこなわれるよう徹底します。

(ii) 本ソフトウェアのインストールの一環として当該契約が提供または表示される場合、ディストリビューターは当該提供または表示を回避するように本ソフトウェアを設定することはできません。

(iii) ディストリビューターは、明示的と黙示的とを問わず、アドビに代わっていかなる保証もおこなわないものとします。

(iv) ディストリビューターが本ソフトウェアを初等/中等教育機関（以下それぞれを「学校」という）に配布する場合、ディストリビューターは、学校に対し以下の各項目について保証および表明を要求するものとします。（i）学校が学生の個人情報をアドビに提供する権限、またはアドビが本ソフトウェアを通じて学生の個人情報を収集することを許可する権限を有していること。（ii）学校が、学校のエンドユーザー、学生の親もしくは保護者、または学校のソフトウェアの使用に関して必要とされるその他の個人

に対して、適用法または学校が当事者である契約によって要求される範囲内で、適切な開示を行い、同意を得ていること。

2.5. 制限。

- a) 無許可の配布の禁止。アドビから別途書面による許可を得ている場合を除き、ディストリビューターは、第2.2条（配布）、第2.3条（パートナー）、または第2.4条（要件）で許可されていない方法で本ソフトウェアを配布することはできません。例えば、ディストリビューターは当該各規定で許可されていない方法でインストーラーまたはインストーラーファイルを配布してはなりません。
- b) 譲渡の禁止。本契約で明示的に許諾されている場合を除き、ディストリビューターは、本契約に基づく自己の権利をレンタル、リース、サブライセンス、譲渡または移転できず、また本ソフトウェアの全部または一部をコピーさせることもできません。
- c) 変更およびリバースエンジニアリングの禁止。ディストリビューターは、方法の如何を問わず、本ソフトウェアの変更、移植、翻案、翻訳、または本ソフトウェアに基づく派生品の作成をおこなうことはできません。これには、インストーラープログラム、電子版エンドユーザー使用許諾契約、「バージョン情報」セクション、または本ソフトウェアに掲載されている著作権などの所有権に関する表示を除去することなどが含まれますが、これに限りません。ディストリビューターは、リバースエンジニアリング（システムを再現するために、システムまたはアプリケーションを流れる入出力を監視または追跡することを含みますが、これに限定されません）、逆コンパイル、逆アセンブル、またはその他の方法で、本ソフトウェアのソースコード、データ表現、または基礎となるアルゴリズム、プロセス、メソッド、またはその他の部分の解明を試みてはなりません。ディストリビューターの法域の法律が、本ソフトウェアのライセンス部分と他のソフトウェアとの相互運用に必要な情報を得る目的で、本ソフトウェアの逆コンパイルをおこなう権利をディストリビューターに付与している場合、ディストリビューターは当該権利を行使する前に、まず当該情報の提供をアドビに要求する必要があります。アドビは、アドビの裁量により、当該情報をディストリビューターに提供するか、またはディストリビューターによる本ソフトウェアの逆コンパイルに対して、本ソフトウェアにおけるアドビおよびアドビのサプライヤーの独占的権利を保護するうえで合理的な条件（合理的な費用など）を課すことができます。また、当該逆コンパイルは、ディストリビューターまたはディストリビューターの代理として本ソフトウェアのコピーの使用を許可された者のみが実行できます。アドビから提供された情報またはディストリビューターが入手した情報は、本契約条件に従い、本契約に定められた目的にのみ使用できるものとし、第三者に開示してはならず、また、本ソフトウェアと類似した基本機能

を持つソフトウェアを作成するために使用したり、アドビまたはそのライセンサーの著作権を侵害する他の行為に使用したりすることもできません。

d) 本ソフトウェアのアイコン。ディストリビューターは、本ソフトウェアのアイコンがエンドユーザーに非表示になるような方法で本ソフトウェアをインストールしないものとします。本ソフトウェアは、エンドユーザーが自分でインストールした場合と同じ状態で動作する必要があります。

e) その他の制限。

i. ファイル形式の変換に関する制限。ディストリビューターは、PDFを他のファイル形式（TIFF、JPEG、SVGファイルなど）に変換もしくは変形する場合、本ソフトウェアを使用し、または本ソフトウェアに依存する他のソフトウェア、プラグインもしくは拡張機能と本ソフトウェアを統合したり、共に使用したりしないものとします。

ii. プラグインに関する制限。プラグインが利用可能な場合でも、ディストリビューターは、アドビのポリシーに準拠していないプラグインソフトウェアと本ソフトウェアを統合し、または共に使用する権限は付与されていません。

iii. 無効化された機能。本ソフトウェアに、非表示の機能または無効と表示されもしくは「グレー表示」された機能が含まれている場合、当該文書には無効化された機能が含まれており、アドビのみが提供できる技術キーを使って作成されたPDF文書を開いたときにのみ、その機能が有効になります。当該機能が含まれている場合、ディストリビューターは、有効なキーを使用せずに、無効化された機能にアクセスし、アクセスを試み、もしくは複製することはできず、またはその他の方法で当該機能の有効化を制御する技術を迂回してはなりません。

f) アドビから別途書面による許可を得ている場合を除き、ディストリビューターは、人間のユーザー以外による操作（クライアントとサーバーのいずれに配置されているかを問わず、例えば、自動化サーバー処理やロボットによる自動処理など）に対応するように、本ソフトウェアをインストールし、または（直接もしくはコマンド、データ、命令を通じて）本ソフトウェアにアクセスしたりすることはできません。

3. 商標の使用

3.1. ライセンス。アドビは、本契約の条件に基づき、印刷媒体用の「Includes Adobe Acrobat Reader®」ボタンまたはアドビが本契約に基づいて提供する追加もしくは代替のボタンやロゴ（以下「本商標」という）を使用および配布するための、世界的、非独占的、譲渡不能な個人的権利をディストリビューターに許諾し、かつディストリビューターはこれを受諾するものとします。ディストリビューターは、本契約の第2条（ライセンス、要件、制限）に規定された本ソフトウェアに許可される配布形式に関連してのみ、かつ該当する場合には以下をすべて遵守する限りにおいて、本商標を使用することができます。

- a) 「『Includes Adobe Acrobat Reader®』ボタンガイドライン」（<https://www.adobe.com/jp/legal/agreement.html>）
- b) アドビが書面でディストリビューターに提供するその他のガイドライン、および
- c) 「General Trademark Guidelines（商標に関する基本ガイドライン）」（<https://www.adobe.com/jp/legal/permissions/trademarks.html>）

3.2 制限。本商標の使用は、本契約において許諾されるライセンスに関する権利以外に、ディストリビューターに本商標における権利、権原または利益を与えるものではありません。ディストリビューターは、事前にアドビの書面による同意を得ることなく、本契約において許諾される商標権を譲渡、移転またはサブライセンスしてはなりません。ディストリビューターは、いかなる方法かを問わず、アドビもしくはその製品の信用を毀損し、高品質に関するアドビの名声を傷つけ、またはその他本商標におけるアドビの営業権の価値を下落させもしくは損ない、またはアドビの知的財産権を侵害する方法で、本商標を使用しないことに同意します。ディストリビューターは、商標の有効性、アドビが単独で商標の所有権を有していること、およびアドビが商標に関するすべての権利、所有権、または利権を保有していることを認識し同意するものとします。ディストリビューターは、商標が持つ営業権の価値を理解し、当該営業権はアドビの利益のみに帰属し、かつアドビの所有に帰することを認識するものとします。アドビの商標権を侵害しないように商標を使用することに最善を尽くし、アドビの商標権を侵害または阻害するような行動をとらないものとします。ディストリビューターは、いかなる場合でも、製品またはサービスに対するアドビの保証または支持を示すものとして本商標を使用してはなりません。ディストリビューターは、本商標と混同のおそれがある類似の商標、サービスマーク、ドメイン名、またはその他の名称を採用または使用しないことに同意します。さらに、ディストリビューターは、以下の各号に掲げるすべての条件を満たす製品に関連してのみ、本商標を使用することに同意します。

- a) 米国およびその他の国のラベル表示およびパッケージに関する該当するすべての法令および規制に準拠している

- b) 米国およびその他の国の適正広告に関するすべての法令および規制に従って広告がおこなわれている
- c) 米国およびその他の国の該当する他のすべての法令および規制を遵守している
- d) ディストリビューターの製品のパッケージや広告物でアドビ製品への対応を明示する場合は、実際にアドビ製品に対応している
- e) アドビの製品およびサービスと同等の高品質を備え、高評価を得ている
- f) 業界標準に従った方法で広告がおこなわれている

3.3 商標に関する通知：アドビへのコピーの提供。ディストリビューターは商標の使用場所をアドビに通知し、その使用方法を示す適切な事例をアドビに提示するものとします。第8条に従い、アドビは、本商標の使用が適切かどうかを判断するため、本ディストリビューター製品または本ディストリビューターサービスのコピーを要求することができます。ディストリビューターは、アドビが当該使用を承認しない場合、本ディストリビューター製品または本ディストリビューターサービスを配布できません。ディストリビューターは、本商標の品質および使用形態の監視および維持を支援する必要があります。アドビは、いつでもディストリビューターによる本商標の使用を検査し、本契約に定める品質基準を遵守しているかを評価することができます。十分な品質基準を満たしていないとアドビが判断した場合、ディストリビューターは本契約に違反したとみなされ、第13条（契約期間）の契約終了に関する定めが適用されます。ディストリビューターは、アドビから合理的な通知を受けた場合、速やかに本商標の使用における重大な不具合を是正しなければなりません。アドビは、本商標に関して明示または黙示のいかなる種類の保証も行いません。アドビは、ディストリビューターによる本商標の使用に起因するまたは関連して生じた派生的損害、付随的損害または特別損害（事業利益の逸失を含む）につきディストリビューターに対して責任を負いません。アドビが当該損害の可能性を知らされていた場合であっても同様とします。アドビがディストリビューターに代替の本商標を提供した場合、ディストリビューターは、従前の本商標の使用を継続することによるすべての責任を負うものとします。

4. 補償。ディストリビューターは、以下の各号のいずれかに起因するまたはその結果として生じた弁護士費用を含むあらゆる請求、要求、訴訟、損害、損失、費用、および費用について、アドビおよびアドビの系列会社、関連会社、役員、代理人、従業員、パートナー、およびライセンサーに補償し、損害を与えず、かつ防御することに同意するものとします。（i）ディストリビューターによる本ソフトウェアの複製または配布。（2）ディストリビューターによる本契約の違反。または、（iii）ディストリビューターによる本商標の使用または配布。ただし、ディストリビューターの補償義務は、本ソフトウェア（本ソフトウェア自体、もしくは本ソフトウェアとディストリビューターの提供ではないソフトウェアとの組み合わせ）または商標が第三者の特許、著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害しているとの主張に起因する申立てまたは訴訟には適用されません。疑義を避けるため

に付記すると、上記の例外は、本ソフトウェアまたは本商標とディストリビューターが提供する他のソフトウェアとの組み合わせに起因する賠償請求には適用されません。アドビは、独自に選任した弁護士と協力して、ディストリビューターに補償を求めるあらゆる申立て、訴訟、または問題から防御する権利を有します。アドビは、ディストリビューターの補償義務が適用される申立てまたは訴訟について、ディストリビューターに速やかに書面で通知します。ディストリビューターは、当該申立て、訴訟、または問題からの防御または和解において、ディストリビューターの費用負担でアドビに完全に協力する必要があります。

5. **知的財産**本ソフトウェア、およびアドビにより作成を許諾されたすべてのコピーは、アドビおよびそのサプライヤーの知的財産であり、アドビおよびそのサプライヤーの所有に帰します。本ソフトウェアの構造、構成、およびコードは、アドビおよびそのサプライヤーの貴重な企業秘密であり、機密情報です。本ソフトウェアは、米国その他の国の著作権法および国際条約の条項等（これらに限定されない）により、法的に保護されています。本契約に明示の規定がある場合を除き、本契約は、ディストリビューターに対して本ソフトウェアにおける知的財産権を付与するものではなく、黙示的、禁反言、法定その他の方法によるか否かを問わず、明示的に許諾されていないすべての権利は、アドビおよびそのサプライヤーが留保します。

6. **留意事項**ディストリビューターが本ソフトウェアをその従業員および請負業者以外の者に配布する場合、本契約期間中、ディストリビューターは別紙Bに記載されているマーケティング、ブランディング、およびプロモーション上の要件、ならびに第3条（商標使用）のガイドラインを遵守するものとします。

7. **テクニカルサポート**アドビは、ディストリビューター、そのパートナー、またはエンドユーザーに対して、サポートを提供する義務を一切負いません。本ソフトウェアのテクニカルサポートについては、アドビのコミュニティフォーラム（<https://community.adobe.com/>または後継webサイト）を参照してください。

8. **アドビへの製品コピーの提供**アドビの請求により、ディストリビューターは、本ディストリビューター製品のコピー2部または本ディストリビューターサービスに対する1件の会員資格をアドビの請求の時点より72時間以内にアドビに無料で提供するものとします。これにより、アドビは、ディストリビューターが本ソフトウェアを組み込んだことに伴う潜在的な品質保証の問題を特定し、解決に寄与することができます。本ディストリビューター製品または本ディストリビューターサービス

がディストリビューターの機密情報を含む場合、アドビは、ディストリビューターとの秘密保持契約の締結に応じます。

9. 責任の限定。アドビまたはそのサプライヤーは、いかなる場合においても、本契約に起因するまたはディストリビューターまたはパートナーによる本ソフトウェアの使用に起因する、特別損害、派生損害、精神的損害、間接損害、懲罰的損害、もしくは付随的損害、または逸失利益、事業の中断、節約機会の損失、もしくはデータの損失を含むがこれらに限定されない一切の損害、申立て、またはコストにつき、ディストリビューターに対して賠償責任を負いません。これは、損失が予測可能であったかどうかを問わず、また、当該損失、損害、申立て、もしくはコスト、または第三者からの申立てが発生する可能性につきアドビが認識していた場合においても同様とします。上記の制限および除外は、ディストリビューターまたはパートナーの法域の法律で認められる範囲において適用されます。いかなる場合も、本契約に関連するアドビの賠償責任総額およびアドビのサプライヤーの賠償責任総額は、50米ドルを上限とします。

10. 保証の否認。本契約で使用許諾される本ソフトウェアとその他の情報は、「現状有姿」でディストリビューターに提供されます。アドビおよびそのサプライヤーは、本ソフトウェアの使用または性能に関していかなる保証も行いません。アドビおよびアドビのサプライヤーは、本ソフトウェアを使用することにより得られる成果または結果を保証しません。アドビおよびアドビのサプライヤーは、関係者の権利の不侵害、市場性、統合性、満足のゆく品質、または特定の目的への適合性等を含め、いかなる事項に関しても、（制定法、コモンロー、慣習、慣行によるか否かを問わず、また明示的または黙示的なものかを問わず）いかなる保証、条件、表明または条項も交わしません。ディストリビューターは、その裁判管轄下の法律に基づく保証を受ける権利を有する場合があります。上記の除外および制限は、あらゆる救済方法がその本質的な目的を果たさない場合でも、法律が認める最大限の範囲に適用されます。

11. 輸出規制。ディストリビューターは、本ソフトウェアを米国輸出管理法もしくは他の輸出関連法規（以下総称して「輸出法」といいます）で禁じられた方法により他国に出荷、譲渡または輸出もしくは使用しないことに同意するものとし、そのディストリビューターおよび再販業者を含むしかしこれに限定されないパートナーも同様の事項に同意するものとします。さらに、本ソフトウェアが輸出法で輸出統制品目に指定されている場合、ディストリビューターには、イラン、シリア、スーダン、キューバ、北朝鮮など、輸出禁止国の国民ではなく、かつそれらの国に居住していないこと、および本ソフトウェアの配布を輸出法で禁止されていないことを表明および保証するものとし、ディ

ストリビューターが本契約の条件に違反した場合は、本契約で与えられる一切の権利がただちに喪失するものとします。

12. 準拠法。

12.1. 北米。ディストリビューターが北米（米国、カナダ、メキシコ、米国海外領土、世界各国の米国軍事基地を含む）に所在する場合、本契約は、米国連邦法による専占がない限り、抵触法の原則にかかわらず米国カリフォルニア州の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。ディストリビューターは、カリフォルニア州サンタクララ郡の裁判所の専属的管轄権と裁判地に取消不能の形で同意するものとします。

12.2. 本契約は、ディストリビューターが北米以外の国に所在する場合、アイルランドの法律に準拠し、これに基づいて解釈されるものとします。ディストリビューターは、アイルランドダブリンの裁判所の専属的管轄権と裁判地に取消不能の形で同意するものとします。

12.3. 本契約のいかなる条項にもかかわらず、アドビまたはお客様は、法定訴訟または仲裁手続きを開始する前、またはその手続きの処理中に、暫定措置または保全措置（差止による救済、特定履行などの衡平法上の救済など）を命令することを司法当局、行政官庁などの機関に要求することにより、該当する当事者の権利と利害関係を保護し、または保全処分に適する特定条件を執行することができます。本契約は、次の規定の適用を受けず、これらの適用は明示的に排除されます。（x）あらゆる法域における法の抵触に関する規則、（y）国際物品売買契約に関する国連条約、（z）あらゆる法域で制定された統一コンピューター情報取引法。

13. 契約期間。

13.1 契約期間。本契約の期間は、本第13条に基づいて早期解除されない限り、発効日より1年間（以下「契約期間」という）とします。アドビは、以下に従って、本契約の全部または一部を解除する権限を有します。（a）30日前に書面によって通知することにより、理由のいかんを問わず解除できます。（b）ディストリビューターが本契約のいずれかの規定に違反した場合は、即時解除できます。

13.2 本条件終了後の効力。このように契約が終了した場合は、本ソフトウェアの複製および配布と本商標の使用をすべて中止し、また、アドビの要求に従ってディストリビューターが所有している本ソフトウェアのすべてのコピーを破棄し、破棄したことを証明する資料を提出しなければなりません。ただし、第2条（ライセンス、要件、制限）または第5条（知的財産の所有権）の違反があっ

た場合を除き、ディストリビューターは、90日を超えない合理的な期間内に、その時点において在庫として保有している本ディストリビューター製品のコピーを販売し、そのエンドユーザーのサポートのためにディストリビューターが必要とする限りにおいて、その時点における最新の本ソフトウェアのバージョンを使用することができます。

14. 通知。 本契約に基づくすべての要請および通知は書面でおこない、電子メールで contractnotifications@adobe.com に送付するか、または直接の手交、配達証明付きの内容証明郵便もしくは書留郵便にて送付するものとします。直接の手交の場合は配達の時点、郵便の場合は発送から5日後、電子送信の場合は送信時をもって到着したものとみなします。ディストリビューターからアドビへの通知は、Adobe Inc., 345 Park Avenue, San Jose, California 95110, Attention: General Counsel宛に送付するものとします。アドビからディストリビューターへの通告は、本契約の別紙Aにおいてディストリビューターがアドビに提供したメールアドレスに送付されるものとします。ディストリビューターは、本契約において提供した連絡先情報が契約時点における正確かつ最新の情報であることを保証するものとします。ディストリビューターは、別紙Aに記載されている連絡先情報に変更があった場合、アドビに速やかに通知します。

15. 一般条項 本契約のいずれかの部分が、無効および執行不能とされた場合であっても、その部分が、本契約の残存部分の有効性に影響を与えることはなく、その残存部分は、その条件に従って有効性および執行可能性を維持するものとします。本契約は、消費者として取引するいかなる当事者の法的権利をも損ないません。本契約は、権限を有するアドビとディストリビューターの役員が署名した文書によってのみ変更することができます。アドビは、追加の条件または異なる条件でアップデートのライセンスをディストリビューターに許諾することができます。本契約は、本ソフトウェアの複製および配布に関連するアドビおよびディストリビューター間の完全合意であり、これに先立つ本ソフトウェアに関連する表明、協議、約束、連絡または広告に優先します。

16. ディストリビューターが合衆国政府である場合の通知 アドビは、ディストリビューターである合衆国政府に対して機会均等法（改正後の大統領命令第11246号の規定、1974年ベトナム戦争退役軍人復帰支援法第402条（合衆国法典第38編第4212条）、改正後の1973年身体障害者法第503条、ならびに連邦規則集第41編第60-1部ないし第60-60部、第60-250部および第60-741部の規制を含みます）が適用される場合、適宜、これをすべて遵守することに同意します。積極的是正措置および前述の法令に定められた規制は、引用により本契約の一部を構成するものとします。

18. 監査に関する権利 ディストリビューターは、アドビまたはアドビの正規の代理人から要求された場合、ディストリビューターとパートナーが本契約条件を遵守していることを30日以内に文書に

より証明することに同意するものとします。本契約期間中、ディストリビューターは、本契約の条件遵守をアドビが確認できる方法で、各暦四半期に配布した本ソフトウェアのコピー数を完全、明確かつ正確に記録するために、商業上合理的な努力をおこなうものとします。アドビは、本ソフトウェアの複製および配布に係るディストリビューターのすべての帳簿および記録を検査および監査する権利を有するものとします。監査で得られた情報は、アドビの権利行使、およびディストリビューターの本契約条件への遵守を判断することのみを目的として使用されます。当該監査は、通知後7日以内に、ディストリビューターの営業所にて通常勤務時間内に、ディストリビューターの通常業務を不当に妨害しない方法で実施するものとします。

[以下余白]

別紙A

1. ディストリビューターの情報

ディストリビューター	
ディストリビューター名 ：	
住所：	
法人設立国、都道府県（ 州）、市：	
ディストリビューターの 担当者氏名、メールアドレス、 電話番号：	

2. ディストリビューターが許可する本ソフトウェアの使用方法

a. Adobe Acrobat Readerモバイル版	
本ディストリビューター製品または本ディ ストリビューターサービスの説明：	
指定オペレーティングシステムおよびプラッ トフォーム	
配布先のエンドユーザー数：	
許可された配布方法：	

b. Adobe Scan	
本ディストリビューター製品または本ディストリビューターサービスの説明：	
指定オペレーティングシステムおよびプラットフォーム	
配布先のエンドユーザー数：	
許可された配布方法：	

別紙B

1. 著作権および商標権の表示。

ディストリビューターは、本ソフトウェアから著作権および商標権の表示を削除してはなりません。

2. インストールおよび起動時の帰属表示。

ディストリビューターは、その裁量により、本ディストリビューター製品または本ディストリビューターサービスのインストールおよび起動時の画面において、該当する商標を判読可能な状態で表示することができます。

3. webサイトにおけるプロモーション。

ディストリビューターは、その裁量により、本ディストリビューター製品の他のマーケティング機能と整合性のある方法で、ディストリビューターのwebサイトの最上位レベルにある「機能」ページに適切な商標を配置することができます。ロゴは、帰属表示に記載されているとおりのURLにリンクする必要があります。

4. 帰属表示。

ディストリビューターは、モバイルデバイスに含まれる他のサードパーティ製品のブランディングと整合性のある方法で、以下の各資料に「Powered by Adobe Document Cloud」のロゴ（またはアドビが提供する同様の文言）を含めるために、商業的に合理的な努力を払うものとします。（A）電子形式またはハードコピー形式のモバイルデバイスの公開製品仕様書、（B）電子形式またはハードコピー形式のモバイルデバイスユーザーガイドおよびマニュアル、（C）モバイルデバイス消費者向けパッケージ資料、（D）モバイルデバイスを宣伝するマーケティング資料（プレスリリースやディストリビューターのwebサイトを含むがこれに限定されない）。

5. ディストリビューター名の使用。

ディストリビューターは、アドビがそのマーケティングおよびプロモーション資料で使用するために、ディストリビューター名、企業ロゴおよび製品ロゴ（以下「ディストリビューター商標」という）、モバイルデバイスのカラー画像、およびディストリビューターが提供するモバイルデバイスの説明をアドビのwebサイト上で使用することを許可します。これには、例えば、プレスリリース、イベント、プレゼンテーション、webサイトでの発表またはリスト、レビューアーズガイド、広告、製品データシート、製品パッケージ、およびデベロッパーキットが含まれますが、これに限定されません。本契約に基づき、ディストリビューターは、アドビがディストリビューター、モバイルデバイス、および本契約に基づいてディストリビューターが配布する本ソフトウェアのプロモーションに関してのみ、ディストリビューターの商標を使用するためのロイヤリティフリー、非独占的、世界的、譲渡不能なライセンスをアドビに許諾します。アドビはいかなる手続きにおいても、当該ディストリビューター商標に対するディストリビューターの独占的権利に異議を唱えることはなく、またその無効を主張することはありません。アドビによる当該ディストリビューター商標の使用は、アドビに当該ディストリビューター商標に対する権利、権原、または利益を生じさせるものではなく、アドビによる当該ディストリビューター商標の使用から生じるすべての営業権は、ディストリビューターの利益に帰するものとします。アドビは、ディストリビューターがアドビに提供するディストリビューターの商標使用ガイドラインの規定に従ってのみディストリビューターの商標を使用します。ディストリビューターは独自の裁量で、当該ガイドラインを随時修正することができます。

6. プレスリリース。

ディストリビューターとアドビは、世界規模の共同プレスリリースを発行できます。または各当事者が、本契約の締結を発表する、幹部レベルの発言を含んだプレスリリースを個別に発行することができます。ただし、いずれの当事者も、相手方の書面による事前の同意なしに、本契約に関連するプレスリリースまたはパブリシティを発行することはできません。

